

お知らせ

平成21年8月28日
農 林 水 産 省

- 1 8月27日、佐賀県の家畜伝染病予防法違反に係る事実関係の再調査等について、佐賀県から報告書が提出されました。
佐賀県からは法令違反について改めて謝罪があるとともに、法令違反の認識があった等の再調査結果とあわせて、果物等の未検疫輸出入の植物防疫法違反に係る事実関係についても報告がありました。
また、この結果を踏まえ、再発防止を徹底するとともに、関係者の処分についても厳正に対処する旨の報告がありました。
- 2 これを受け、農林水産省は、本日、佐賀県に対し遺憾の意を表明するとともに、今後の輸出入に当たっては、同様の事案が再び起こらないよう再発防止策の徹底を求めましたので、お知らせします。

(参考) 経緯

農林水産省は、佐賀県職員等が家畜伝染病予防法に基づく輸出検疫を受けないでアラブ首長国連邦に牛肉を輸出したことについて、佐賀県から3月17日に提出された報告書を検証し、佐賀県職員等が家畜伝染病予防法第45条(輸出検査)に違反したこと、報告書の記載事項の中に当省が把握している事実と反する事項があることを確認。

このため、3月31日、事実関係を再調査し、事実関係を徹底的に解明するとともに、具体的な再発防止策を盛り込んだ調査報告書の再提出を要請。

また、本件に関連して佐賀県監査委員が7月30日に公表した「佐賀県職員措置請求監査報告書」において、佐賀県職員が果物等を未検疫のまま外国に持ち出した旨の記載があった件についても、今回佐賀県が、植物防疫法第8条(輸入検査)及び第10条(輸出検査)に違反したという事実関係と再発防止策を盛り込んだ報告書を提出。

消費・安全局	
植物防疫課	動物衛生課
課長 福盛田	課長 川島
国際検疫調整官 福嶋 (4565)	総務班 川本 (4581)
(直通) 3502-5978	(直通) 3502-5994